

第1回臨時理事会 議事録

支部理事会議報告		令和3年9月28日(火) 18時30分～19時40分				会場：大宮ソニックシティ 808及びZOOM			
支部長	荒川 大輔	○	副支部長	原島 好朗	○	山口恵美子	○	中嶋 禎	○
総	吉澤 澄子	○	原口 浩二	○	高柳 祥絵	○	楠原 正和	●	
経	町田 典昭	○	齊藤 竜造	○	望月 厚子	○			
事	武智 正和	○	和泉 紀子	●	柴田 恵美	○	堀米 整	○	
厚	及川 浩一郎	○	木本 潤	○	根津 盛紀	○	前田 三香	○	
広	服部 明美	○	細沼 朱美	○	大杉 知也	○	伊佐 由美子	●	
業	渡部 光広	○	柳生 英珠	●	浜 浩子	●	藤井 まさみ	●	
監事	水出 祐子	○	渡辺 佳哉	●					
顧問	石倉 正仁	×	鈴木 正剛	○					
協議事項 [次第参照] 出席○ 欠席× 遅刻△ 委任● 1. 会員の会費減免について									
報告事項等概要 1. 支部長挨拶 9月30日退会予定の会員から支部長あてに「会費の減免について」の申請がされた。埼玉会会則の第64条に退会した会員が既に納入した会費等は返還しないという規定があるため急遽、役員の皆様に集まってもらったこと、本日の決定事項を埼玉会へ提出したいと挨拶があった。									
2. 県会報告 なし									
3. 各種報告 なし									
4. 事務局・各部報告 事務局 なし 経理部 なし 事業部 なし 厚生部 なし 広報部 なし 業務開発部 なし 総務部 総務部長より、10月1日に緊急事態宣言等が全国的に解除されることに伴い、定例会や研修会は通常通り市民ホールとZOOMによるハイブリッド方式に戻して行うと報告があった。									
5. 次回理事会 日時：令和3年10月11日(月) 13:30～ 会場：大宮ソニックシティ市民ホール 401・402									
※定例会・理事会開催日程 11/10(水)、12/15(水)、1/19(水)、2/18(金)、3/16(水)									

協議・審議事項概要

1. 会員の会費減免について

支部長より、会員より「会費の減免について」の申請がなされている。今回の申請の根拠条文は会則第 62 条（会費の減免）、第 64 条（会費等の不返還）、会費の減免に関する細則第 2 条（減免）、第 4 条（減免期間）、第 5 条（減免の申請）であり、各条文の説明が行われた。大宮支部会員の権利を擁護するためにも支部理事会で議論を行い、その結果を埼玉会に提出したいと発言があった。

顧問より遡及減免ができるのか、勤務会員からの減免申請の条文が抜けており申請が成り立つのか、遡及返還した場合に前年度分までさかのぼれるのか検討する必要があると発言があった。

支部長より最近の遡及された減免申請は 3 件あり、いずれも開業社労士であると発言があった。

厚生部長より「会費の減免に関する細則」は勤務社労士を想定して作成はしておらず、病気等で収入がなくなる開業社労士を想定して作成したものであると発言があった。

事業部理事よりテクニカルな問題は支部の理事会で考えない方がよい。会員が困っているのか、申請に問題がないのかを支部理事会で議論をすべきであると発言があった。

副支部長より「会費の減免に関する細則」は開業社労士を想定して作成したものではあるが第 2 条の社会保険労務士業を行うことができないと見込まれるということは勤務社会保険労務士を排除していないため減免に該当する可能性はあり、所得が減っているのは事実であるため、申請は前年分を含めても差し支えない場合もあるのではないかと発言があった。

厚生部理事より会員のことを思いやる気持ちを伝えることが大切なのではないかと発言があった。

事業部理事より今後のために、減免に関する条文を再検討する必要があると思うが、議論が尽くされたようなので、議決をしていただきたいと発言があった。

支部長が挙手による意思表示を求めた結果、全理事の賛成で本審議事項は埼玉会へ提出されることとなった。また、埼玉県社会保険労務士会長宛に提出する申請書に加え、減免理由を別紙にまとめ大宮支部の意見書も添付することとなった。概要は理事会で支部長より発表されたが、一部修正する必要がある場合は支部長へ一任することとなった。

協議事項ではないが、以下の報告があった。

1. 第 5 回理事会での事業部計画書の一部変更について

事業部長より事業の目的に会員のスキルアップや親睦を追加し、特記事項に通常の公開研修会ではなく会場研修と ZOOM を使ったハイブリッド研修にすること、本研修にかかった費用は 3 支部で均等割りにするため、講師謝金を割りやすい 10 万円から 12 万円にしたことなどが発表され承認された。

報告書確認者

報告書作成人

総務部 原口 浩二